

(8) インボイス枠 **<第8～11回対象>**

補助事業の終了時点において、適格請求書(インボイス)発行事業者の登録を受けていることを確認できないと、補助金をお受け取りいただけなくなります。登録申請手続きが混雑する可能性がありますので、税務署への早めの申請をお願いします。

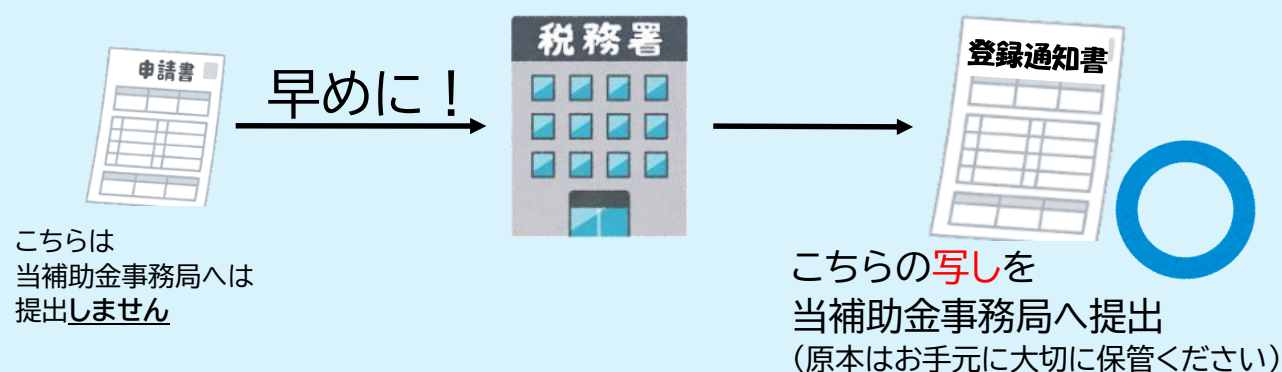
<要件>

- 補助事業の終了時点において、適格請求書発行事業者の登録が確認できること

<必要書類> 実績報告時に下記の書類の提出が必要です。

- 国税庁より送付された「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写し

当補助金の各受付締切回の補助事業実施期間の最終日までに登録通知書の発行を受けていないと、補助金を受け取れなくなります。



<適格請求書発行事業者の登録申請手続きに関して>

インボイス制度開始の令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となるには、令和5年3月31日までに申請手続きをする必要があります。そのため、令和5年3月31日に向けて、申請が増えて混雑し、登録通知書の発行に時間を要する可能性があります。

登録申請手続きについては、下記をご覧ください。

適格請求書発行事業者登録申請の手続きについて

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice shinei.htm>

(国税庁のサイトに移動します)



- インボイス枠で採択された事業者は、通常枠への変更はできませんのでご注意ください。

詳しくは「補助事業の手引き」をご参照ください。